

議案第 20 号

野田市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

野田市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

野田市児童福祉審議会条例（昭和 52 年野田市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号及び第 4 号中「野田市エンゼルプラン」を「野田市こども計画」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

野田市エンゼルプランについて、令和7年度から新たな計画とすることに伴い、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市児童福祉審議会条例（昭和52年野田市条例第11号）

改 正 案	現 行
(所掌事務) 第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 市長の諮問に応じ、 <u>野田市こども計画</u> の策定及び見直しに関する事項について調査審議し、答申すること。 (3) (略) (4) <u>野田市こども計画</u> の推進に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。 (5) (略)	(所掌事務) 第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 市長の諮問に応じ、 <u>野田市エンゼルプラン</u> の策定及び見直しに関する事項について調査審議し、答申すること。 (3) (略) (4) <u>野田市エンゼルプラン</u> の推進に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。 (5) (略)